

農林水産大臣 金子原二郎 殿

赤潮による漁業被害対策等に関する要請

立憲民主党 農林水産部会

本年9月中旬以降、北海道太平洋沿岸で大規模な赤潮が発生し、サケやマス、ウニ、昆布など、水産資源に大きな被害が発生しています。

年末に向けて水産物の需要増が期待される中、地域の漁業者には強い危機感が広がっています。また、サケマス養殖、稚ウニも壊滅的な被害を受け、沿岸の水産資源のさらなる悪化につながりかねず、来年以降の漁業への影響が危惧されます。

一方、北海道産の水産物の出荷の低迷が全国の水産物の調達に影響を及ぼすことも懸念され、仕入れ値の上昇などが飲食店の売上や家計に影を落とすことも推察されます。

漁業者の高齢化が進み、漁業者の減少が続く中、今後、我が国の水産業を支え、国民の食を守る観点から、立憲民主党は農林水産省に対し、早急な対策を求めるべく、下記について要請します。

要請事項

- 1、 今回の北海道太平洋沿岸における赤潮被害について全容把握を行うとともに、被害漁業者や自治体に対して、赤潮対策に関する情報を適時的確、かつ積極的に提供すること。
- 2、 養殖業や稚ウニ等の水産種苗にも被害が出ていることから、関係漁業者への経営支援について水産資源が回復するまでの間、十分な予算を確保し、長期的な支援策を講ずること。
- 3、 被害地域においては各漁協で独自に調査を進めているところもあるが、今後、調査費用の負担が増加し、漁協本来の活動に影響が懸念されることから、必要な経費について、国として支援策を検討すること。
- 4、 被害調査や原因究明に関し、水産庁が積極的に取り組み、早期に対策を講ずること。また赤潮対策全般に関して、引き続き関係省庁や関係機関と連携しつつ、海外の研究機関と情報交換を図り、研究と技術開発を重ね、被害の最小化に取り組むこと。
- 5、 今後、漁業者所得補償制度や積立ぶらすの強化、充実を図るとともに、制度上対象外となる漁業者については漁業経営継続に対する補償について検討し、漁業経営の安定に取り組むこと。

以上